

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

本公告に記載の業務は、競争参加資格確認申請書を共通化する2件の業務を対象に、同時に公告し、一括して審査を実施する試行の業務である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて2件の業務が別々に案件登録されているので、複数の業務に参加を希望する場合であっても、参加を希望する業務ごとに競争参加資格確認申請書の提出及び入札が必要である。(詳細は入札説明書による。)

また、希望業務のみに競争参加資格確認申請書を提出することもできる。

令和8年5月29日

分任支出負担行為担当官

中国地方整備局 岡山国道事務所長 大胡 賢一

1. 業務概要

1) 業 務 名

(1) 令和8年度玉島笠岡道路六条院中部地区井戸調査業務(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)(以下「①業務」という)

(2) 令和8年度玉島笠岡道路六条院東部地区井戸調査業務(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)(以下「②業務」という)

2) 業務内容

(1) ①業務

本業務は、一般国道2号 玉島・笠岡道路(Ⅱ期)のうち、岡山県浅口市鴨方町六条院中地内～六条院西地内において、井戸調査を行う業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

○水文調査	1 式
・ 計画準備	1 式
・ 流量観測(容器法)	7 0 回・箇所
・ 自記水位観測(自記水位計)	8 0 回・箇所
・ 定期水位観測(テスター式水位計)	3 1 0 回・箇所
・ 出水調査	2 2 回・箇所
・ 簡易水質試験	4 8 2 回・箇所
・ 採水	2 1 回・箇所
・ 水質分析	2 1 回・箇所

(2) ②業務

本業務は、一般国道2号 玉島・笠岡道路（Ⅱ期）のうち、岡山県浅口市金光町佐方地内～鴨方町六条院中地内において、井戸調査を行う業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

○水文調査	1 式
・計画準備	1 式
・流量観測（容器法）	~~4 2 回~~ ・箇所 8 0 回
・流量観測（断面流速法）	1 0 回・箇所
・自記水位観測（自記水位計）	~~1 5 0 回~~ ・箇所 1 3 0 回
・定期水位観測（テスター式水位計）	~~5 0 4 回~~ ・箇所 1 2 0 回
・出水調査	~~5 0 回~~ ・箇所
・簡易水質試験	~~7 7 6 回~~ ・箇所 3 5 0 回
・採水	~~8 2 回~~ ・箇所 8 回
・水質分析	~~8 2 回~~ ・箇所 8 回

3) 履行期間 契約締結の翌日～令和9年5月31日

4) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

5) 本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、本業務は低入札対策を実施する試行の対象とする。

6) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

8) 本業務は、総合評価落札方式において競争参加者の提案（実施方針）を競争参加資格の要件とすることにより、技術力のある者が参加・競争できることを目的とする「業務チャレンジ型（Ⅰ型）」の試行業務である。

9) 本業務は、若手技術者の育成支援を目的とした試行業務である。

10) 本業務は、賃上げの実施をする企業に対して、総合評価における加点を行う業務である。

11) 本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。

12) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

13) 本業務は、契約締結後に「業務設計書」を公表する業務である。業務設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。

2. 競争参加資格

競争参加資格者は、2-1. に掲げる資格を持たしている単体企業であること。

2-1. 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 中国地方整備局における令和7・8年度地質調査業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること）。
- 3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記2）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- 4) 競争参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 6) 岡山県内に本店、支店又は営業所があること。。

2-2. 入札参加者の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

[1] 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

[2] 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし（1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委

員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ) 組合の理事

オ) その他業務を執行する者であつて、ア)からエ)までに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

[3] その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記[1]又は[2]と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 総合評価落札方式に関する事項

1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記2) 総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負又は委託契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

なお、当該調査に協力しない場合等は、指名停止措置を講ずる場合がある。

(4) 予定価格が1,000万円を超える場合に限り、本業務を著しい低入札で入札した者に対して、予決令第86条の調査の追加資料として当該業務に係る費用についての詳細

な内訳書の提出を求める場合がある。

- (5) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務の場合において、落札者となるべき者の入札価格が中国地方整備局が定める品質確保基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査と同等の調査を行うものとする。

2) 総合評価の評価方法

(1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

(2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

価格評価点の計算において、予定価格と入札価格の単位は万円とし、求められる値は小数第4位(小数第5位切り捨て)とする。

入札価格が予定価格を超えた場合は、無効とする。

(3) 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

① 競争参加資格確認申請書の経験及び能力

② 配置予定技術者の経験及び能力

③ 賃上げの実施表明、賃上げ未達成による減点

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計＝(①に係る評価点)＋(②に係る評価点)＋(③に係る評価点)

技術評価点の計算において、求められる値は小数第4位(小数第5位切り捨て)とする。

(4) 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記(2)により得られた価格評価点と上記(3)

により得られた技術評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(5) 詳細は入札説明書による。

4. 入札手続等

1) 担当部局

〒700-8539 岡山県岡山市北区富町2丁目19-12

中国地方整備局 岡山国道事務所 経理課

電話 086-214-2306 メール okakoku-keiri@cgr.mlit.go.jp

2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

1) 入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。

交付期間：令和8年5月29日(金)から令和8年8月4日(火)までのうち、土曜日・日曜日・祝日を除く毎日の9時00分から17時00分までとする。

国土交通省電子入札システムアドレス：<https://www.e-bisc.go.jp/>

2) 電子入札システムの利用ができない場合は、以下の交付場所でも交付する。

交付期間：令和８年５月２９日（金）から令和８年８月４日（火）までのうち、閉庁日を除く毎日の１０時００分から１７時００分までとする。

交付場所：岡山県岡山市北区富町２丁目１９－１２
中国地方整備局 岡山国道事務所 経理課
電話 ０８６－２１４－２３０６

申込み方法：事前の申込みは不要であり、交付場所で手交する。郵送又はメール等による入手申込みは認めない。

３）競争参加資格確認申請書等の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和８年６月１７日（水）１５時００分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）又はメールによる。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、上記（１）に同じ。メールの場合は、電子入札手続に関する補足説明事項〔コンサルタント業務〕のとおり。

４）競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和８年７月７日（火）を予定する。

５）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札〆切：令和８年８月４日（火）１５時００分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、入札書を持参又は郵送（書留必着）すること。

提出場所：発注者の承諾を得て持参する場合は、上記（１）に同じ。

開札日時：令和８年８月５日（水）①業務 １０時００分
②業務 １１時００分

６）ヒアリング

（１）実施方針のヒアリングは行わない予定である。

５．その他

１）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

２）入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金 免除

（２）契約保証金 免除

３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

４）契約書作成の要否 要

５）関連情報を入手するための照会窓口 上記４．１）に同じ。

６）本案件は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

７）入札執行回数は原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がい

ない場合は、3回目の入札を執行する場合がある。また、再度入札にあたっては、補足の現場説明を行う場合がある。なお、予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約は適用しない。

8) 歩掛見積に関する事項

本業務は、入札参加資格者に対して歩掛見積の提出を求め、採用した歩掛見積をもとに予定価格を作成する。歩掛見積作成に必要な条件については、別途送付する見積依頼書によること。なお、採用した歩掛見積については、別途入札参加資格者に配布する。

9) 上記2. 2-1に掲げる中国地方整備局における令和7・8年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業）も、競争参加資格確認申請書を提出することができるが、その単体企業が競争参加資格のある者として通知された場合であっても、開札の日において、令和7・8年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を認定されていなければならない。

なお、中国地方整備局における令和7・8年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を開札の日まで認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者の行った入札に該当し、入札は無効とする。

10) 詳細は入札説明書による。